

松之山地域市有地分譲要項

更新：令和元年5月1日

1 分譲する市有地

市有地の地番：十日町市松之山字上ノ山

区画 番号	地番	面積 (㎡)	単価 (円/㎡)	分譲価格 (円)	摘要
1	分譲済み				
2	1134番9	491.02	4,200	2,062,284	148.79坪
3	1134番10	495.00	4,000	1,980,000	150.00坪、電柱有
4	1134番11	495.01	4,200	2,079,042	150.00坪
5	分譲済み				
計	3区画				

2 申込（契約）にあたって承知していただきたい事項

(1) 分譲の条件

分譲後、すみやかに住宅を建築してください。また、住宅建築までは自己責任において草刈りなどにより適正に維持管理してください。

(2) 分譲地

この分譲地は住宅建築用に造成したものではないため、住宅の建築にあたって整地等が必要になる場合があります。現状有姿で分譲しますので、購入を検討されている方は必ず現地を確認してください。

(3) 建物制限等

敷地内で雪処理ができる住宅とします。

区画地番号3には、電柱が設置されています。また他の区画でも今後新たに電柱設置の必要性が生じる場合がありますので、ご了承ください。

(4) 境界

隣接地との境界には、境界杭が設置されています。

(5) 土地の登記

売買契約金の精算及び所有権移転登記の完了後、土地の受け渡しを行います。登記手続きは市で行いますが、登記費用（登録免許税等）は買受人の負担となります。

(6) 分譲地購入に伴う税負担

① 印紙税（国税）

分譲地売買契約締結時に必要となります。

② 不動産取得税（県税）

不動産（土地や家屋）を取得した時に課税されます。

- ③ 固定資産税（市税）
分譲地の引渡しの翌年から課税されます。
 - ④ 登録免許税（国税）
土地や建物の所有権等の登記にかかる税です。所有権移転登録の時に必要となります。
- (7) 土地の引渡し
売買代金を市が全額受領したとき、分譲地の引渡しを行います。
- (8) ライフライン
- ①水 道 …… 水道の取出しは買受人でお願いします。水道加入料金
(13mm管は 37,400 円、20mm管は 94,600 円) が必要となります。
 - ②下水道 …… 公共汚水柵の取出しは十日町市が行います。受益者分担金 (300,000 円)
が必要となります。
 - ③電 気 …… 電気の引き込みは買受人よりお申込みください。
 - ④ガ ス …… (プロパンガス) 買受人より販売店へお申し込みください。
- (9) 行政区及び班加入
行政区は「松之山」となります。班編成については、集落総代へご相談ください。

3 分譲の方法等

(1) 分譲方法

公募により市有地を分譲します。原則として1名1画地とします。

①申込み受付場所

十日町市役所 総務部 財政課 管財係

②申込みに必要な書類

松之山地域市有地分譲買受申込書（様式第1号） 1通

住民票 1通

※ 申込書に記名押印がないもの、不備により、その内容が知得できないものは、申込書は無効とします。

③申込み方法等

印鑑をご持参の上、受付場所で直接お申込をお願いします。分譲買受申出書の用紙は、受付場所にも用意してあります。

郵送・電話・FAX・電子メールによる申込み、取り下げの受付は行いません。

4 契約の締結等

- (1) 分譲地売却決定通知書（様式第3号）を交付し、市が指定する期日（通知を受けた日から10日以内）までに売買契約書により契約を締結していただきます。
- (2) 分譲地売却決定通知書を受けた方が、指定の期日までに契約を締結しないときは決定を取り消します。

5 売買代金の支払方法

- (1) 分譲地売却決定通知書を受けた方は、契約締結の日までに売買代金の100分の10以上に相当する額の契約保証金を納付しなければなりません。
この契約保証金は、売買代金の一部に充当します。
- (2) 契約者は、売買代金から契約保証金を差し引いた金額を契約締結の日から60日以内に納付しなければなりません。
- (3) 契約保証金は、契約者が契約上の義務を履行しないときは、市に帰属します。

お問い合わせ先

〒948-8501

十日町市千歳町三丁目3番地

十日町市役所 総務部 財政課管財係

電話025-757-9914 (直通)